

## 店舗から発生する廃棄物の処理について

神戸市環境局事業系廃棄物対策部

1. 家電リサイクル法対象の特定家庭用機器廃棄物(家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機。以下「特定家庭用機器」という。)は、指定取引場所に搬入してください。運搬を他人に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者へ委託してください。
2. 特定家庭用機器廃棄物以外で廃棄物となった電気製品及び発泡スチロール等の梱包材等(紙類は除く)は、産業廃棄物として適正に処理をしてください。産業廃棄物の処理を委託する際は、以下の点に留意してください。
  - ① 処理を委託する品目が事業範囲に含まれている産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)の許可を受けた者に処理をそれぞれ委託すること。  
(事業範囲の例)
    - ・廃電化製品の場合:金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず等
    - ・発泡スチロールの場合:廃プラスチック類)
  - ② 処理に関する委託契約は必ず書面にて行うこと。また、委託契約書には以下の事項を必ず含めた契約書とすること。
    - ア. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
    - イ. 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
    - ウ. 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、処分又は再生する場所の所在地、方法、施設の処理能力
    - エ. 委託契約の有効期間、処理料金、その他適正な処理に必要な事項

これらに違反した場合は、罰則の対象になる場合があるので、留意してください。

罰則の例:

- ア. 無許可の業者に産業廃棄物の運搬や処分を委託した場合(法第12条第5項委託基準違反)は、「5年以下の懲役若しくは1,000万円の罰金又はこれを併科」の罰則の対象となる場合があります。
- イ. マニフェストを交付せず産業廃棄物の処理を委託した場合(法第12条の3第1項管理票交付義務違反)は、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」の罰則の対象となる場合があります。

3. 紙類(段ボール等)は、できるだけリサイクル業者に回収を依頼し、どうしても廃棄物として処理する場合は、事業系一般廃棄物として、各自自治体のルールに従って処理してください。

電話:078-595-6190